

資 料 編

- ◇ 食生活等に関するアンケート調査結果
- ◇ 朝食の欠食状況
- ◇ 肥満状況の傾向
- ◇ 痩身状況の傾向
- ◇ 学校給食法の抜粋
- ◇ 食育基本法の概要
- ◇ 食育基本計画の概要
- ◇ 学校給食の実施率及び調理方式別完全給食実施状況
- ◇ 河内長野市の学校における食育及び中学校給食調査検討委員会
設置規程
- ◇ 河内長野市の学校における食育及び中学校給食調査検討委員会
委員名簿

食生活等に関するアンケート

調 査 結 果

平成22年6月

河内長野市教育委員会

1 調査目的

本市小中学校における『食育』の推進や中学校での昼食のあり方について調査・検討をおこなうために設置された「河内長野市の学校における食育及び中学校給食調査検討委員会」での今後の検討に資することを目的として実施。

2 アンケート調査実施対象

(1) 対象生徒 河内長野市立全中学校の各学年1クラスの生徒とその保護者及び全教職員

(2) 調査期間 平成22年5月14日～平成22年5月28日
ただし、保護者アンケートは平成22年5月31日

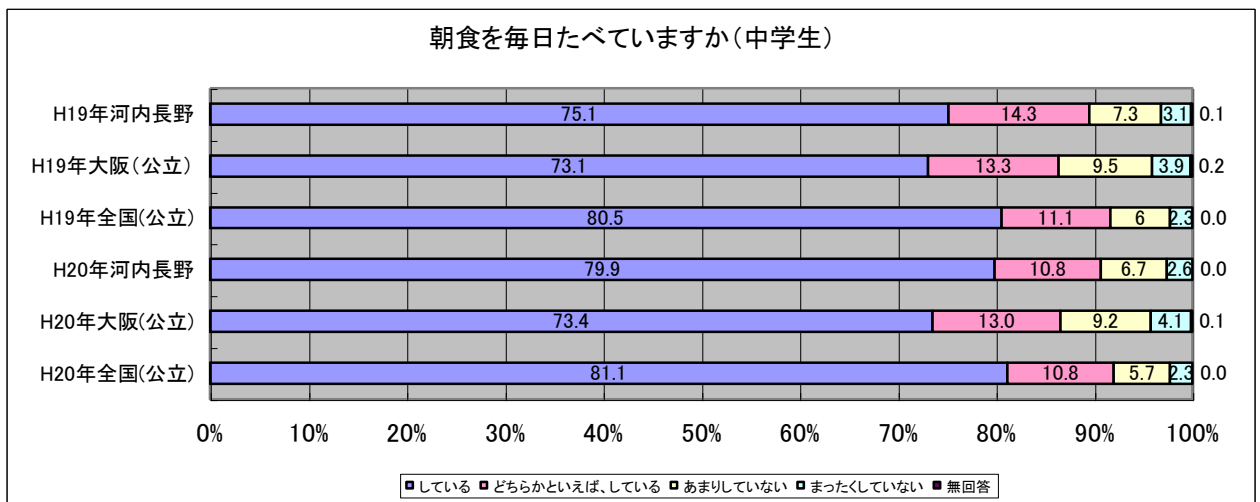
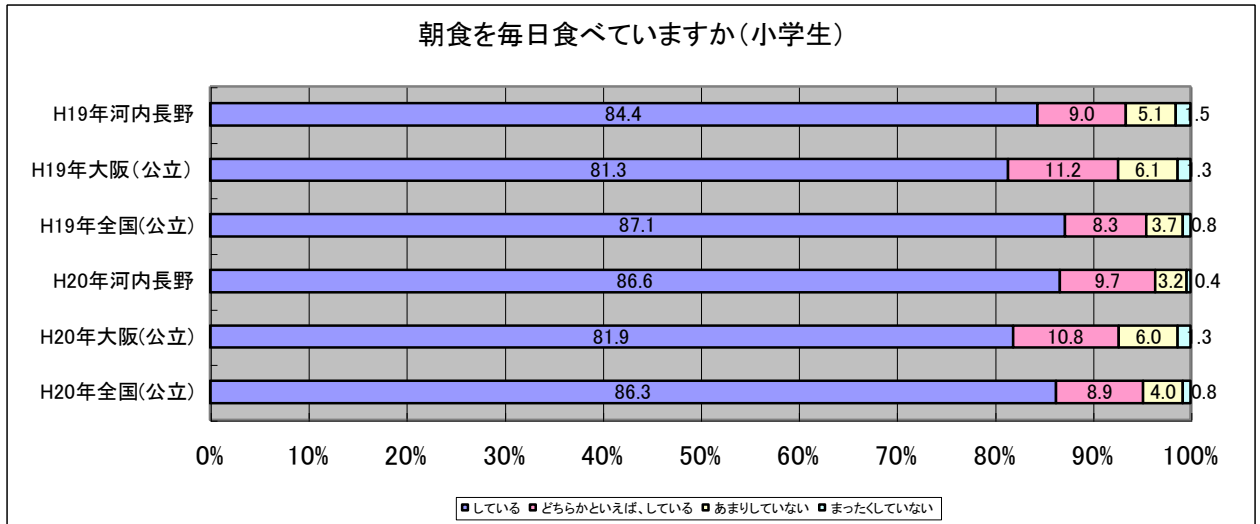
3 回収状況

調査対象	調査対象者数		回収数・率		
生徒	1年生	265人	1年生	264件	99.6%
	2年生	244人	2年生	233件	95.5%
	3年生	247人	3年生	237件	96.0%
	合計	756人		734件	97.1%
保護者	1年生保護者	264人	1年生保護者	230件	87.1%
	2年生保護者	244人	2年生保護者	217件	88.9%
	3年生保護者	247人	3年生保護者	198件	80.2%
	合計	755人	合計	645件	85.4%
教職員	181人		181件	100%	

○ 朝食欠食の状況

平成20年度全国学力・学習状況調査におけるアンケート調査によれば大阪府の児童が朝食を食べている状況は、81.9%で、全国平均では、86.3%で全国平均よりも4.4%も低い結果となっている。

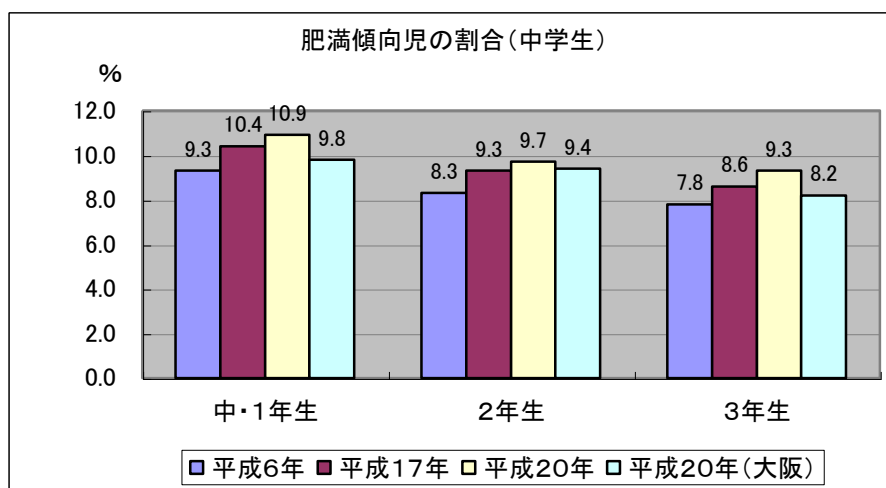
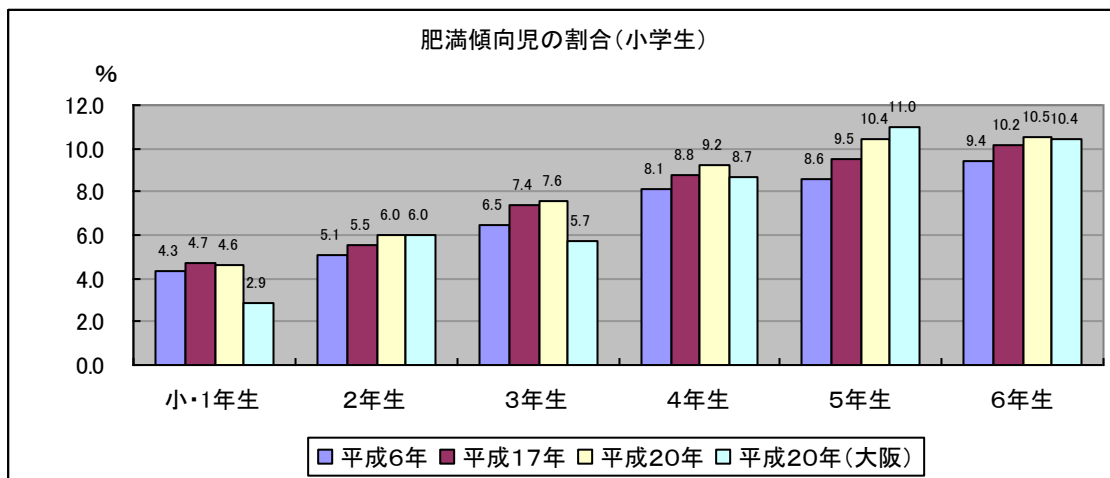
大阪の中学生の朝食を食べている状況は、73.4%で、全国平均では、81.1%で、全国平均よりも7.7%も低い結果となっている。



資料：平成20年度全国学力・学習状況調査
児童・生徒質問紙調査より

○ 肥満傾向の状況

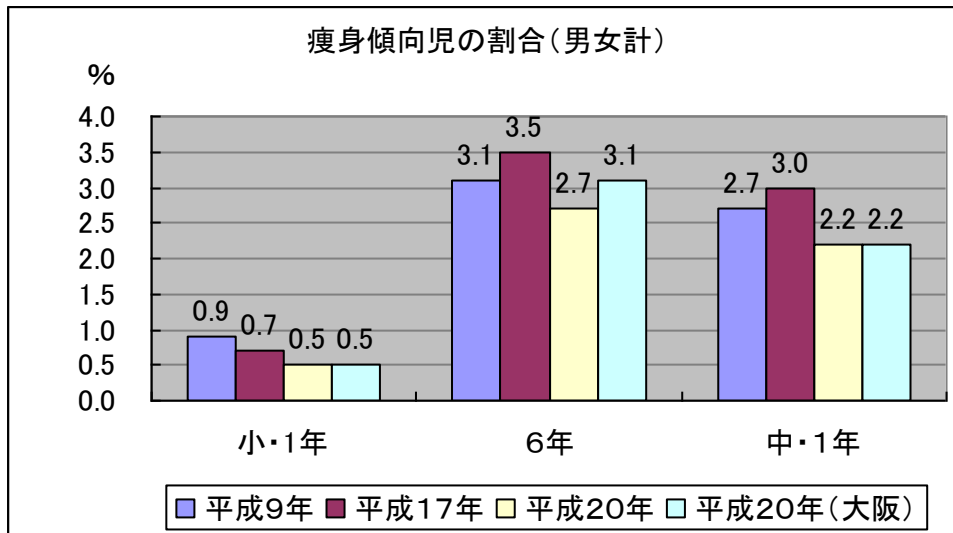
肥満傾向の児童生徒（性別・年齢別に身長別平均体重を求め、その平均体重の120%以上の体重の者）も全ての学年において増加している。



資料：文部科学省
学校保健統計調査

○ 痩身傾向の状況

痩身傾向の児童生徒（性別・年齢別に身長別体重を求め、その平均体重の80%以下の体重の者）も学年によって増加しています。平成20年には減少している。



資料：文部科学省
学校保健統計調査

学校給食法（最終改正：平成21年4月1日）の抜粋

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

（学校給食の目標）

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

（定義）

第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

- 2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期過程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

(義務教育諸学校の設置者の任務)

第四条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食を実施されるように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の任務)

第五条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。

(以下略)

食育基本法の概要

1. 目的

国民の健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等

2. 関係者の責務

(1) 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等の責務

(2) 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出

3. 食育推進基本計画の作成

(1) 食育推進会議は、食育推進計画を作成

(2) 都道府県は都道府県食育推進計画、市長村は市町村食育推進計画を作成

4. 基本的施策

[1] 家庭における食育の推進

[2] 学校、保育所等における食育の推進

[3] 地域における食生活の改善のための取組の推進

[4] 食育推進運動の展開

[5] 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

[6] 食文化の継承のための活動への支援等

[7] 食品の安全性、栄養その他食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流

5. 食育推進会議

(1) 内閣府に食育推進会議（会長：内閣総理大臣）の設置

(2) 都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議の設置

食育推進基本計画の概要

はじめに

1. 食をめぐる現状

近年、健全な食生活が失われつつあり、我が国の食をめぐる現状は危機的な状況にある。このため、地域や社会を挙げた子どもの食育をはじめ、生活習慣病等の予防、高齢者の健全な食生活や楽しく食卓を囲む機会の確保、食品の安全性の確保と国民の理解の増進、食料自給率の向上、伝統ある食文化の継承等が必要である。

2. これまでの取組と今後の展開

これまでも食育への取組がなされてきており、一定の成果を挙げつつあるが、危機的な状況の解決につながる道筋は見えていない。このため、平成18年度から22年度までの5年間を対象とする基本計画に基づき、国民運動として食育に取り組み、国民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指す。

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

健全な食生活に必要な知識等が年齢、健康状態等により異なることに配慮しつつ、心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指した施策を講じる。

2. 食に関する感謝の念と理解

様々な体験活動等を通じ、自然に国民の食に対する感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策を講じる。

3. 食育推進運動の展開

国民一人一人の理解を得るとともに、社会の様々な分野において男女共同参画の視点も踏まえ食育を推進する観点から、国民や民間団体等の自発的意思を尊重し、多様な主体の参加と連携に立脚した国民運動となるよう施策を講じる。

4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

子どもの父母その他の保護者や教育・保育関係者の意識向上を図り、子どもが楽しく食を学ぶ取組が積極的に推進されるよう施策を講じる。

5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践

家庭、学校、地域等様々な分野において、多様な主体から食を学ぶ機会が提供され、国民が意欲的に食育の活動を実践できるよう施策を講じる。

6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

伝統ある食文化の継承や環境と調和した食料生産等が図られるよう配慮するとともに、食料需給への国民の理解の促進と都市と農山漁村の共生・対流等により農山漁村の活性化と食料自給率の向上に資するよう施策を講じる。

7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

食品の安全性等食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、行政、関係団体、消費者等との間の意見交換が積極的に行われるよう施策を講じる。

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方

食育を国民運動として推進するため、これにふさわしい定量的な目標を掲げ、その達成を目指して基本計画に基づく取組を推進する。

2. 食育の推進に当たっての目標値（平成22年度）

(1)食育に関心を持っている国民の割合の増加

70%（平成17年度）→90%以上

(2)朝食を欠食する国民の割合の減少

小学生4%（平成12年度）→0%

20歳代男性30%、30歳代男性23%（平成15年度）→いずれも15%以下

(3)学校給食における地場産物を使用する割合の増加

21%（平成16年度、食材数ベース）→30%以上

(4)「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加

60%以上

(5)内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加

80%以上

(6)食育の推進に関わるボランティアの数の増加

現状値の20%以上増加

(7)教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加

60%以上

(8)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加
60%以上

(9)推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合
都道府県100%、市町村50%以上

第3 食育の総合的な促進に関する事項

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

1. 家庭における食育の推進

○生活リズムの向上

朝食摂取、早寝早起き等子どもの生活リズム向上のための普及啓発活動等

○子どもの肥満予防の推進

栄養・運動両面からの肥満予防対策等

○望ましい食習慣や知識の習得

学校を通じた保護者に対する栄養管理に関する知識等の啓発や家庭教育手帳の配付・活用

○妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

妊産婦等への栄養指導の充実、妊産婦の健康課題等についての調査研究、乳幼児等の発達段階に応じた栄養指導等

○栄養教諭を中核とした取組

栄養教諭を中核とした食育推進、保護者や教職員等への普及啓発等

○青少年及びその保護者に対する食育推進

青少年育成に関するイベントにおける普及啓発や情報提供

2. 学校、保育所等における食育の推進

○指導体制の充実

栄養教諭の全国配置の促進、学校での食育の組織的・計画的な推進等

○子どもへの指導内容の充実

学校としての全体的な計画の策定、指導時間の確保、体験活動の推進等

○学校給食の充実

学校給食の普及・充実と「生きた教材」としての活用、学校給食での地産地消の推進、単独調理方式の効果等の周知・普及等

○食育を通じた健康状態の改善等の推進

食生活の健康等への影響の調査とこれに基づく指導プログラムの開発等

○保育所での食育推進

保育計画に連動した組織的・発展的な「食育の計画」の策定推進等

3. 地域における食生活の改善のための取組の推進

- 栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践
日本の気候風土に適した米と多様な副食から構成される「日本型食生活」の実践促進のための情報提供等
- 「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進
「食生活指針」の普及啓発、「食事バランスガイド」の浸透促進等
- 専門的知識を有する人材の養成・活用
管理栄養士・専門調理師等の養成と多面的な食育活動の推進等
- 健康づくりや医学教育等における食育推進
医療機関等での食育の普及啓発、健康状態に応じた栄養や運動の指導等
- 食品関連事業者等による食育推進
食品関連事業者等による体験活動の機会提供、情報や知識の提供等

4. 食育推進運動の展開

- 食育月間の設定・実施
食育月間の設定(毎年6月)による重点的・効果的な運動等
- 継続的な食育推進運動
食育の日の設定(毎月19日)による継続的運動、キャッチフレーズの活用等
- 各種団体等との連携・協力体制の確立
団体等の全国的な連携確保、地方公共団体を中心とする協力体制の構築等
- 民間の取組に対する表彰の実施
民間の食育活動に関する表彰の実施
- 国民運動に資する調査研究と情報提供
食育に関する国民意識等の調査研究、食育に関する総合的な情報提供等
- 食育に関する国民の理解の増進
世代、健康状態等に応じた細やかな広報啓発活動、科学的知見に基づく正しい知識による冷静な判断の重要性への理解促進等
- ボランティア活動への支援
ボランティアによる取組の活発化、食生活改善推進員等による健康づくり活動の促進

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

- 都市と農山漁村の共生・対流の促進
グリーン・ツーリズム等を通じた交流促進のための情報提供、受入体制の整備等
- 子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供
子どもを中心とする農林水産物の生産における様々な体験機会の拡大のため

の情報提供、受入体制の整備等

○農林漁業者等による食育推進

農林漁業者等の教育関係者との連携による体験活動の機会の提供等

○地産地消の推進

地産地消を推進するための計画策定、人材の育成、施設の整備等

○バイオマス利用と食品リサイクルの推進

バイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化、食品リサイクルの必要性に関する普及啓発等

6. 食文化の継承のための活動への支援等

○ボランティア活動等における取組

食生活改善推進員等による親子料理教室等での郷土料理等の活用等

○学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用

学校給食への郷土料理等の導入、各種イベント等での郷土料理等の紹介等

○専門調理師等の活用における取組

高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用

○関連情報の収集と発信

食文化の普及啓発に関する全国各地の事例の収集・発信

○知的財産立国への取組との連携

食文化の基盤となる調査研究、シンポジウム等による成果の発信等の促進

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

○リスクコミュニケーションの充実

リスクコミュニケーションの積極的な実施、効果的手法の開発

○食品の安全性や栄養等に関する情報提供

食品の安全性等に関する情報の分かりやすい提供等

○基礎的な調査・研究等の実施

国民健康・栄養調査等の実施、複数分野のデータの総合的な収集・解析、農林漁業、食料生産等に関する統計調査の実施等

○食品情報に関する制度の普及啓発

食品表示制度の見直し、同制度の普及・定着等

○地方公共団体等における取組の促進

地方公共団体や関係団体等による各種情報の収集・提供

○食育の海外展開と海外調査の推進

食育の理念や取組の海外発信、「食育（Shokuiku）」の海外普及、海外での取

組の調査等

○国際的な情報交換等

海外研究者の招聘、海外調査の実施、国際的な連携・交流の促進等

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協力の強化

多様な関係者による連携・協力の強化に努める。

2. 都道府県等による推進計画の策定とこれに基づく施策の促進

都道府県等による推進計画の作成等に向け、国からの働きかけ等を行う。

3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握

食育に関する情報の分かりやすい形での提供と国民の意見等の把握・反映に努める。

4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、推進状況の把握と効果等の評価を行う。また、予算の有効利用の観点から選択と集中の強化等の徹底を図る。

5. 基本計画の見直し

計画期間終了前であっても、必要に応じて見直しの必要性や時期等を適時適切に検討する。

○学校給食の実施率（平成20年5月現在）

区分		学校総数	実施率（学校数比）			
			計	完全給食	補食給食	ミルク給食
小学校	平成20年	22,097校	99.2%	97.9%	0.5%	0.8%
	平成19年	22,326校	99.2%	97.9%	0.5%	0.8%
中学校	平成20年	10,850校	85.8%	75.6%	0.6%	9.5%
	平成19年	10,870校	85.8%	75.4%	0.6%	9.8%
特別支援 学校	平成20年	1,023校	86.5%	85.3%	0.2%	1.0%
	平成19年	1,011校	86.2%	84.8%	0.2%	1.2%
夜間定時制 高等学校	平成20年	651校	88.8%	64.4%	24.1%	0.3%
	平成19年	681校	91.8%	66.2%	25.4%	0.1%
計	平成20年	34,621校	94.4%	89.9%	1.0%	3.5%
	平成19年	34,888校	94.5%	89.9%	1.0%	3.6%

○調理方式別完全給食実施状況（平成20年5月現在）

区分	単独調理場方式		共同調理場方式		その他調理方式	
	学校数（数）	比率（%）	学校数（数）	比率（%）	学校数（数）	比率（%）
平成20年	12,856	43.4	16,237	54.8	541	1.8

河内長野市の学校における食育及び中学校給食調査検討委員会設置規程

(設置)

第1条 河内長野市の小・中学校における食育に関する事項及び中学校給食のあり方について審議するため、河内長野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に河内長野市の学校における食育及び中学校給食調査検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、小・中学校における食育に関する事項及び中学校給食のあり方について調査並びに検討を行い、教育委員会に提言をするものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員8名以内で組織し、その委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 河内長野市立小学校校長及び中学校校長
- (2) 河内長野市立小学校教諭及び中学校教諭
- (3) 河内長野市立小学校PTA代表及び中学校PTA代表
- (4) 学識経験者
- (5) 各種団体代表

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の教育委員会に提言を行うまでとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育推進部学校教育課において行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行後最初に行われる委員会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員長が行う。

河内長野市の学校における食育及び中学校給食調査検討委員会委員名簿

区 分	所 属 等	氏 名	備 考
第 1 号委員	河内長野市立天見小学校校長 (現 南花台東小学校校長)	森 惠 子	
	河内長野市立西中学校校長	三 並 茂	
第 2 号委員	河内長野市立長野小学校教諭	西 野 由美子	
	河内長野市立東中学校教諭	宮 阪 和 代	
第 3 号委員	河内長野市 P T A 連絡協議会 (南花台西小学校 P T A)	辻 祥 子	
	河内長野市 P T A 連絡協議会 (長野中学校 P T A)	梶 本 奈 美	
第 4 号委員	関西外国語大学 教授	岡 澤 潤 次	委員長
第 5 号委員	河内長野市地域女性団体協議 会	山 本 淑 子	副委員長